HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国反壟断法の施行3年と法治国家
Author(s)	王, 暁曄; 韓, 巍//訳
Citation	新世代法政策学研究, 17, 257-269
Issue Date	2012-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49985
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP017_012.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中国反壟断法の施行３年と法治国家

王　　暁　曄*
韓　　巍（訳）

中国の経済改革に伴い、中国の法的整備も大きな成果をあげた。特に2007年に反壟断法が公布されたことで、中国は市場経済の３つの基本的な原則を確立した。即ち、契約の自由、所有権の保護と競争の自由である。反壟断法は市場経済国家の典型的な法制度であり、中国が市場メカニズムにより資源の配分と需給の調整を行うことを示すものである。そのため、反壟断法の公布と実施は、中国の経済改革のマイルストーンである。中国の反壟断法の３年間の施行では、顕著な成果をあげている。しかし、中国は経済メカニズムが転換している段階にあるので、システム的な障害が依然として存在し、反壟断法の施行初期には必然的に深刻な課題に直面すると思われる。

一　中国反壟断法の初期の執行の成果

2008年８月中国反壟断法が発効して以来、その執行が世界に注目されている。特に事業結合の分野では、多くの大型多国籍企業が中国で事業を始めたため、多国籍企業の合併や買収を行う際にEUと米国の独占禁止法執行機関のみならず、中国の反壟断法執行機関にも申告する必要があり、中国の反壟断法は米国の反トラスト法とEU競争法と同様に、世界で最も影響力のある独占禁止法の一つとなっている。

* 中国科学院大学院教授、中国社会科学院法学研究所教授、国務院反壟断委員会諮問専門家。

（一）商務部

中国反壟断法の事業結合に関する規制の法執行機関は商務省である。2008年９月に商務省では事業結合の申告と審査を行う反壟断局を設けた。反壟断法の発効以来、国務院によって公布された「事業結合申告基準に関する規定」（中国語で《关于经营者集中申报标准的规定》である。以下同じ。）、国務院の反壟断委員会によって公布された「関連市場確定に関するガイドライン」（《关于相关市场界定的指南》）以外では、商務省反壟断局も事業結合の申告と審査に関する関連立法を多数制定し、「金融業事業結合申告売上の計算方法」（《金融业经营者集中申报营业额计算办法》）、「事業結合申告方法」（《经营者集中申报办法》）、「事業結合審査方法」（《经营者集中审查办法》）、「事業結合における資産又は業務分離に関する暫定規定」（《关于实施经营者集中资产或业务剥离的暂行规定 》）、「事業結合において競争影響に関する暫定規定」（《关于评估经营者集中竞争影响的暂行规定》）などが公布された[1]。

中国反壟断法が施行されてから2011年６月まで、商務部反壟断局は、267件の事業結合の審査を終了した。その中、禁止は１件、条件付きの承認は７件[2]、無条件の承認267件である。無条件の承認件数は全体の97％を占めている。2011年後半、商務省が条件付きでペネロープ社によるサビオ社（Savio）の買収、またゼネラル・エレクトリック社と中国神華の合弁会社の設立を承認した。また、12月にシーゲイト・テクノロジー社（Seagate Technology）によるサムスン社のハードディスク駆動装置事業の買収を承認した[3]。これらの条件付き承認とは、市場競争に悪影響をもたらす合併でも、当事者からその悪影響を排除することができるような提案があれば、承認される可能性があることを意味する。

[1] 前記法規定について商務部反壟断局ホームページ（HP）http://fldj.mofcom.gov.cn/ztxx/ztxx.html 参照。

[2] 条件付きで承認した７件は、InBevによるABの買収、三菱レイヨンによる英国Luciteの買収、GM社によるDelphi社の買収、Pfizerによる Wyethの買収、パナソニックによる三洋の買収、Novartisによる Alcon, Inc.の買収、Uralkaliによる Silvinitの買収。商務部反壟断局HP、http://fldj.mofcom.gov.cn/ztxx/ztxx.html 参照。

[3] 商務部反壟断局HP、http://fldj.mofcom.gov.cn/ztxx/ztxx.html 参照。

2009年に商務省が行ったコカ・コーラ社による中国匯源果汁集団の買収禁止命令が国内外で強い反響を呼び起こした。商務省のこの決定は、競争政策によるものではなく、産業政策によるもので、中小企業と国家ブランドを保護するためであると言われている。私見では、反壟断法施行初期であり、商務省の情報公開の透明性に問題がある。例えば、関連市場を画定していないことや関連会社の市場シェアに関する記述もない。しかし、この決定は市場競争を考慮したもので、適正であると思われる。その主な理由は、(1) コカ・コーラ社は果汁飲料市場で一定のシェアがあり、それが中国匯源果汁集団と競争関係にあるので、この買収は水平的なものである。(2) コカ・コーラ社と中国匯源果汁集団は中国のソフトドリンク市場では大企業であり、コカ・コーラ社の炭酸飲料市場で占めるシェアは60％以上である。中国匯源果汁集団が100％の純度と中濃度果汁飲料市場では42％以上のシェアを占めている。買収後のコカ・コーラ社のシェアは大きくなり、果汁飲料市場での市場支配地位を得る可能性がある。(3) 合併後のコカ・コーラ社は、その市場支配力で自社の炭酸飲料と果汁飲料を抱き合わせ販売し、競争を排除・制限するおそれがある、というものである[4]。

2003年にオーストラリア競争消費者委員会（ACCC）が禁止したコカ・コーラ社によるBerriの買収はコカ・コーラ社による中国匯源果汁集団の買収のケースと似ている。ACCCは、コカ・コーラ社が買収後にBerriとコカ・コーラを抱き合わせ販売するおそれがあり、小売業者も経済的利益のためにBerriとコカ・コーラの抱き合わせ販売を望んでいるから、これは消費者の選択肢を減らし、最終的に価格を引き上げることにつながる危険があると禁止した[5]。商務省は、反壟断法の施行初期に、このような外国の経験を参考にして、コカ・コーラ社による中国匯源果汁集団の買収のような複雑なケースを扱った。このことは、商務部反壟断局の法執行力と潜在能力を示していると思われる。

[4] 王暁曄「反壟断応平等適用于国内企業」、「21世紀経済導報」2009年３月24日。

[5] *ACCC opposes Coca Cola's proposed fruit juice acquisition, http://www.accc.gov.au/content/index.phtml/itemId/407482/fromItemId/378016* を参照。

（二）国家発展改革委員会

国家発展改革委員会が処理するのは価格に関連のある競争制限事案である。それは、概ね、価格カルテル、価格に関する濫用行為及び行政独占行為である。国家発展改革委員会の反壟断法の執行機関は価格監督検査及び反壟断局である。2011年に、同機関が反壟断法執行職員を18名増加したことは、国家発展改革委員会の反壟断法執行に対する真剣さが窺える。反壟断法の施行以来、国家発展改革委員会は「反価格独占規定」（中国語で《反价格垄断规定》）と「反価格独占行政執行手続」（中国語で《反价格垄断行政执法程序规定》）を公布した。これらの法規は独占禁止法の発展において重要なものであり、これも国家発展改革委員会の反壟断法執行に対する真剣さが窺える。

法執行においては、価格監督検査及び反壟断局が省、市、自治区の、価格監督機関と協力して10件あまりの価格独占事案を処理した。その中には、江蘇省と湖北省の塩会社の市場支配的地位を濫用した抱き合わせ事例、広西チワン族自治区と協力した南寧市と柳州市の一部ビーフン業者による値上げカルテル、浙江省と協力した富陽市の紙産業協会による価格独占行為が含まれている[6]。しかし、反壟断法執行の経験が欠如している初期段階では、上記の事案の殆どが価格法により処理された。2011年11月、価格監督検査及び反壟断局は反壟断法に基づいて山東省濰坊の製薬会社２社に重い罰金命令を下した。違法利得を没収して、それぞれ6,877,000元と152,600元の罰金を課した。その理由は、両社がレセルピンの原材料の価格を制限し、大幅に値上げに合意することで、多くの製薬会社が生産停止に追い込まれ、消費者の利益を侵害したことである[7]。同年11月９日、CCTVの「ニュース30分」が、国家発展改革委員会は中国電信と中国聯通のブロードバンドネットワーク市場濫用行為について調査していると報じた。もし、濫用行為の確実な証拠があれば、反壟断法執行機関は、反壟断法47条の規定により、違反者に数億又は数十億の罰金を課すことができる。間違いなく、国家発展改革委員会の最近の二つの大きな事例が反壟断法執行の威信を大幅に高めた。特に中国電信、中国聯通のケースは国内外で大きな影響力を持っている。この事案の結果はどうであれ、この事案自体は中国反壟断法が国有独占企業の前で牙のない虎ではないことを証明した。もし、これらの事業者がその市場シェアを利用して競争を制限・排除し、消費者の利益を害した場合は、反壟断法による懲罰を受けることになる。

[6] 発改委価検司の主催する反価格カルテル検討会、http://finance.jrj.com.cn/2010/12/0714358728278.shtml

[7] http://finance.people.com.cn/GB/16243945.html

（三）国家工商行政管理総局

国務院の意向によって、国家工商行政管理総局は商務部と国家発展改革委員会の担当していない事案の処理を担当する。即ち、価格に関係しないカルテル、濫用行為と行政独占行為である。国家工商行政管理総局の反壟断法執行機関は反壟断及び反不正当競争執法局である。価格行為と非価格行為は時には境界を区切りにくいため、国家発展改革委員会と国家工商行政管理総局が法執行する際に両者間で管轄権の衝突が起こるのではないかと懸念されていた。その後、この二つの機関は、一方が訴えを受理すれば、もう一方は同じ訴えを受理しないことに合意したとされる。

反独占法が施行して以来、国家工商行政管理総局は反壟断法の関連立法も行った。公布したのは、「カルテル協定、濫用市場支配地位事案手続規定」（中国語で《查处垄断协议、滥用市场支配地位案件程序规定》。以下同じ。）、「行政権力の濫用による競争制限・排除の禁止手続き規定」（《制止滥用行政权力排除、限制竞争行为程序规定》）、「カルテル合意の禁止規定」（《禁止垄断协议行为的规定》）、「市場支配的地位の濫用の禁止規定」（《禁止滥用市场支配地位行为规定》）、「行政権力の濫用による競争の排除・制限の禁止規定」（《制止滥用行政权力排除、限制竞争行为的规定》）である。

2011年初頭、国家工商行政管理局総局の指導のもとで、江蘇工商局は、連雲港市の建築材料と建築用機械のコンクリート委員会が組織したカルテルを摘発した。これは、工商機関が摘発した全国で最初の反壟断の事例である。違反者は14万元の違法利得を没収されて、73万元の罰金を課された[8]。

[8] 工商機関第一件目行政処分独占事案完結 http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/dfdt/xxb/201101/t20110126_103772.html 参照。

〔四〕人民法院

中国反壟断法の第50条では「事業者は独占的行為を行って他者に損失を生じさせた場合には、法に基づき民事責任を負う。」と規定している。反壟断法が施行されて以来、今日まで人民法院がこの条項により受理した反壟断民事訴訟は40件あまりである[9]。その中には、百度（Baidu）に対する唐山市人人信息服務有限公司の訴え、中国移動通信に対する周澤氏の訴え、上海盛大に対する北京書生の訴えが含まれている。中国移動通信に対する周澤氏の訴えの事件では、周澤氏は、中国移動通信が強制的に携帯電話のレンタル料を毎月収受した行為が市場支配的地位の濫用行為であり、反壟断法に反すると主張した。人民法院による和解で、被告の中国移動通信が「感謝」の名目で周澤氏に1000元の損失を償った[10]。反壟断法が施行されてから３年のごく短い間に、人民法院の受理した私人による訴訟が40件を上回っている。これは私人による反壟断訴訟が中国において重要な意味を持つことを示している。私人による訴訟では原告による立証が難しいことが問題であって、最高人民法院の知的財産権法廷が「壟断民事紛争事案審理の法適用問題に関する規定（パブリックコメント）」（中国語で《关于审理垄断民事纠纷案件适用法律若干问题的规定（征求意见稿）》）を起草して、2011年４月にパブリックコメントを求めた。

二　反壟断法の初期法執行の主要問題

中国の反壟断法の初期の法執行の成果は著しいものがある。しかし、下記の事案は中国の反壟断法の初期の法執行に多く問題が存在していることを示している。

[9] 孔祥俊「中国反壟断民事訴訟若干問題」、中国社会科学院法学所第７届競争法与競争政策国際検討会、2011年６月３－４日を参照。

[10] 中国移動通信は提訴された独占事案で被告と和解した。http://blog.sina.com.cn/s/blog_4bdb1fa00100g27j.htm を参照。

（一）国家質検総局の行政独占事例

反壟断法の施行日に、国家品質管理検査検疫総局による中信の国検情報技術有限会社（以下「中信国検」という。）の「中国製品品質電子管理監督ネット」サービスへの強制加入は、行政権力による競争の制限・排除に該当し、反壟断法違反であるとして、北京の偽造防止技術開発業者４社が、北京市第一中級人民法院に提訴した[11]。しかし、提訴してから一カ月あまりが経過した後、同法院は、法の定める提訴期限を超過しているとの理由で不受理とした[12]。これは法院の原告の訴えを却下する理由として不十分であると思われる。国家品質検査総局が2007年11月末にまた「製品品質電子管理監督の実施に関する通知」（《实施产品质量电子监管的通知》）[13]を発表し、企業に中信国検の電子管理監督ネットサービスを利用してから販売することを要求した。このケースは１つのシグナルであり、人民法院は行政独占事件を受理するには法律上の障害が存在することを示した。

（二）中国聯通と中国網通の合併事例

国務院が公布した「事業結合に関する申告基準規定」（中国語で「关于经营者集中申报标准的规定」）第３条では、下記の基準に達する事業者結合は事前に商務部に申告しなければならないとされる。すなわち、事業結合の事業者の前会計年度の中国国内での売上げの合計が20億人民元を超えた場合であって、かつ、そのうちで少なくとも２つ事業者の前会計年度の中国国内での売上げとも４億人民元を超えた場合である。

反壟断法48条は、事業者が本法の規定に違反して企業結合を実施した場合、国務院反壟断法執行機関は、事業者に対して、企業結合の停止を命じ、一定期間内における株式もしくは資産の処分、一定期間内における営業の

[11] 反壟断法第８条、第32条、第37条。

[12] 北京第一中級人民法院が不受理した４社による質検総局に対する訴えについては、http://news.xinhuanet.com/legal/2008-09/05/content_9773194.htm を参照。

[13] 国質検質聯〔2007〕582号「関于貫徹『国務院関于加強食品等産品督管理的特別規定』実施産品質量電子監監管的通知」、http://www.shzj.gov.cn/art/2008/2/4/art_2949_61.htm を参照。

譲渡、または結合の前の状態を回復するために必要な措置を取るように命じ、50万元以下の制裁金を科すことができる、と定めている。

しかし、中国聯通と中国網通が反壟断法の施行後に行った事業結合は事前に商務部に申告する義務を履行していない。聞くところによると、中国聯通の2007年の売上げは1004.7億で、中国網通は869.2億であるとされる。即ち、この事業結合は国務院の規定している事前申告基準に達している。この事案のみならず、他にも多くの大型国有企業に関する買収合併や再編制は反壟断法に基づく事前申告をしていないといわれている[14]。これらの事案は、反壟断法が国有大企業の事業結合に適用するにはまだ障害が存在していることを示している。

（三）　中航信事案

2009年４月20日、国際航空、東方航空、南方航空など中国民航信息網絡株式有限会社（以下「中航信」という。）を通じて航空券を販売する大手航空会社は、同時期に新しい航空券の料金システムをとると公表した[15]。この新しい航空券の料金システムは料金を引き上げるだけでなく、航空券の割引の下限も引き上げるものであった。新しい基準料金の１割引は従来の航空券の３割引に相当したので、メディアはこれらの会社の間に料金に関する共謀があり、反壟断法に反すると批判した。この事件の違法性が明らかである。もしこれらの会社の間に共謀がなければ、同じ時期に、このような複雑な航空料金システムをとることはあり得ない。しかし、残念なのは、反壟断法執行機関が価格カルテルを“絶対に容認しない”との態度を示していたにも関わらず、この事件の調査の後、この価格カルテルがいかなる処罰を受けたか明らかにされていないことである。

[14] 商務部職員は聯通と網通の合併は違法の可能性があるとした。http://finance.ifeng.com/news/industry/20090430/609480.shtml を参照。

[15] 新しい航空券システムの内容は以下のとおりである。(1)航空券割引幅は「0.4」を最低割引変動基準とする。(2)割引基準は、国が規定した１人0.75元／キロメートルを対象とする。この基準価格の25％を超える額には割引率を適用しない、(3)航空券に割引幅を表示しない。「中航信：新一輪機票漲価的始作俑者？」http://www.legaldaily.com.cn/zmbm/content/2009-04/23/content_1081564.htm 参照。

中国聯通と中国網通の事業結合は反壟断法執行機関に申告しておらず、国有大手航空会社の関与した「中航信」事案も反壟断法処罰を受けていない。このような状況では、反壟断法執行機関が反壟断法の執行において国有大手企業を優遇しているのではないかと疑われることにも理由がある。反壟断法は市場競争規則として、国有企業であれ民営企業であれ、自国の企業であれ多国籍企業であれ、参入しているすべての企業を平等に扱わなければならない。これが１つの競技場における１つの規則である。もし、審判員が劉翔（訳者:2004年アテネオリンピック男子110mハードル金メダリスト）と李翔に違うルールを適用すれば、その試合は不公平なものである。

三　中国反壟断法執行改善の将来性

中国の反壟断法は施行後３年がすぎ、３つの法執行行政機関はそれぞれ法執行で一定の業績を挙げている。特に、国家発展改革委員会の2011年の中国電信と中国聯通の事案に対する調査が反壟断法執行の威信を大いに高めた。人々は反壟断法が国有大手企業に対して牙のない虎ではないことを理解した。しかし、中国の反壟断法の効果的な執行については依然として人々の信頼が不足している。これは反壟断法が本当に効果的に施行できるかどうか、真に反壟断と競争保護の法的武器になるかどうかが、国の経済体制、政治体制、法執行機関の能力、関連制度、国の競争文化などを含め、多くの要因に絡んでいるからである。今後、中国の反壟断法の執行力を高めるために、国は少なくとも以下のマクロとミクロの両面で努力するべきである。

（一）社会の競争理念の発揚

社会の競争理念を高めるためには、人々の競争政策の重要性に対する認識を深めることが必要である。競争政策には、反壟断法立法と反壟断法執行のほかに、現行の競争を制限する不合理な法制度及び不合理な国家独占を改革・廃止することが含まれる。全社会の競争政策に対する認識を高めるためには、企業と民衆のみならず、国有企業と政府の役人が、特に国の政策決定者と立法者が、国の経済発展に対する競争政策の重要性を知って、

市場化による経済体制改革の方向性を確固として堅持するべきである。政府と市場の関係について、国は政府の役割の転換を図るべきである。すなわち、政府は市場においてスポーツ選手であると同時に審判員であるべきではなく、市場競争と市場メカニズムによる資源配分に真の意味で基礎的な役割を発揮させることである。国家の経済体制の改革が確固不動として市場化の方向へ歩み続けることができるかどうかは、国の経済体制の改革と政治体制改革のみではなく、反壟断法の執行にもかかっている。いずれにせよ、行政独占が普遍的に存在している社会で、国有企業の気の向くままに政府に「保護」を求め又は「レントシーキング」（中国語では尋租）を求めることができる状況下では、反壟断法の有効な法執行は困難である。国家発展改革委員会が調査した最近の中国電信と中国聯通のケースが注目されたのも、国有独占企業であるからである。もし、国有企業に反壟断法の適用がなく、それらの買収合併や再編制が反壟断法執行機関に申告しなくて済むとすれば、国有企業によるカルテル行為と濫用行為も反壟断法の罰を受けなくて良いことになってしまう。このような反壟断法は本当の市場競争のルールではない。

（二）反壟断法執行力の向上

反壟断法執行力について、少なくとも3つの問題が考えられる。1．法執行資源を増加すること。2．法執行機関の独立性と権威を高めること。3．反壟断法の解釈規定を整備すること。

１．法執行資源の増加

どんなに良い法律でも、実効性のある法執行機関がなければ、その法律は有名無実である。法執行機関の執行力はその事案を処理する職員の数と経費の十分さにかかっている。反壟断法の執行力を高めるには、国が適切な数の職員と適当な財政配分を行うべきである。反壟断法執行には必ず適切な量の法執行資源が必要である。反壟断法の適用範囲が広く、すべての業界と企業に適用されなければならないのがその一つの理由である。もう一つの理由は、中国市場は相当広いことから、中国反壟断法執行機関の資源は他の国や地域の反壟断法執行機関の資源よりも多くなければならない。

中国の反壟断法執行の資源が不足している状況を説明するために、ここで、他のいくつかの国の反壟断法執行機関の2006年の人員と財政予算の状況とを比較する。米国の司法省反トラスト局の職員数は779名、そのうち法学者、経済学者などの専門職員は565名、財政予算は１万4445億ドルである。米国の連邦貿易委員会の職員数は1095名で、そのうち法学者は560名、経済学者は77名で、財政予算は２万300億ドルである。日本の公正取引委員会の職員数は737名で、財政予算は6950万ドルである。韓国の公正取引委員会の職員数は486名で、財政予算の4200万ドルである[16]。これらの反壟断法執行機関と比べて、中国の反壟断法執行資源はかなり不足している。現在、中国反壟断法執行機関の中で資源が最も多いのは商務部反壟断局であり、そこには６つの部が設けられ、法執行職員は約30名である。法執行資源が最も少ないのは国家工商行政管理局に設置された反壟断及び反不正当競争法執行局であり、そこには２つの反壟断執行課が設けられているが、職員は10人足らずである。2011年、国家発展改革委員会の価格検査・監督及び反壟断局は職員を20人を増加した。過去に１つの課しかなかった状況に比べて、法執行資源が大いに改善された。しかし、依然として法執行職員の数が深刻に不足している問題がある。これは当然で、法執行資源の増加は漸進的に行うほかなく、一挙に実現できるものではない。それでも中央政府の指導者の関心が不可欠である。

２．反壟断法執行機関の独立性と権威の向上

反壟断法執行の独立性とは、法執行機関が単独で反壟断法と競争政策を実行することである。即ち、法執行機関が法執行の過程において他の政府機関の妨害を受けることがないことである。反壟断法執行には独立性が認められるべきで、これは反壟断法の特殊性によるものである。反壟断法が規制するのは、カルテル行為と市場支配的地位の濫用と大規模な企業の合併である。実務では、反壟断法執行機関が調査を行う事件は、通常、市場全体あるいは業界全体に大きな影響を及ぼす場合である。また、市場支配的地位の濫用行為はしばしば国有大企業あるいは大型多国籍企業によっ

[16] Global Competition Review, The 2007 Handbook of Competition Enforcement Agencies. による。

て行われる。このような状況では、もし、法執行機関には相応の独立性がなく、十分な権限がない場合は、その事案を処理する際に事案と関係がある他の行政機関から干渉を受けるおそれがある。世界銀行2002年報告は、反壟断法執行に高い独立性を与えるべきとする。そして反壟断法執行機関の主席は国家議会が任命すべきであり、独立の財政予算を持つべきであるとする。この報告の50の先進国に対する調査では、それらの国の反壟断法執行機関の63％が独立性を持っているという。即ちその法執行機関はどの政府機関にも属していないのである[17]。

中国の体制から考えれば、政府機関に従属しない反壟断法執行機関を創立するのはあり得ないことである。しかし、反壟断法執行の独立性と権威を高める方法はないわけではい。最も重要な方法は、筆者が長年提唱しているように、3つの反壟断法執行機関を1つの機関に統一することである。国務院法制弁公室の曹康泰主任は、2006年に全国人民代表大会常務委員会に反壟断法草案を提出する際に、「中国の反壟断法の執行機関の設置に関する規定は、現実の執行可能性を考慮して、既存の関連する諸機関がそれぞれ法執行を担当する構造を維持し、それで反壟断法の公布後の施行を確保する必要があるが、また、法執行の将来性を考えると、機関の改革と職能調整の余地を残しておくべきである」と指摘している。この説明から、中国の反壟断法の執行機関は、いずれは、統一されたひとつの機関となる可能性がある。反壟断法の複数の機関による法執行は人々の望む配置ではない。1つの法律のため多数の法執行機関が設置されることは単一機関を設けることに比べてコストが高く、効率が悪いだけではなく、これらの機関の間の管轄権の衝突の発生が避けられない。国家発展改革委員会と国家工商総局の間は特にそうである。複数の機関が並び立つ法執行の1つの致命的な弱点は、それらがすべて国務院の部・委員会の下に属していることで、そのため、反壟断法を執行する機関の地位（等級）は高くなく、権限は大きくないことである。しかも、主管部門である国家発展改革委員会が国家のマクロ経済政策を制定・実行する重要な機関であるため、その下にある反壟断法執行機関の法執行は独立性が確保しにくい。反壟断法のあるべき執行力を発揮するため、国務院はできるだけ早く3つの反壟断法執行機関を統合して一つにすべきである。

[17] World Bank World Development Report 2002, Building Institutions for Markets, p. 142を参照。

３．反壟断法の解釈規定の整備

施行から3年しか経っていない法律として、中国反壟断法の執行は間違いなく法それ自体の不完全さに直面している。中国反壟断法の規定は抽象的で、例えば第55条は「事業者が知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為については、この法律を適用する。」と規定している。しかし、知的財産権を濫用して競争を排除又は制限するとは何か？その意義は法解釈によって明らかにする必要がある。当面の法執行の必要性からみれば、カルテルであれ、市場支配的地位濫用であれ、事業結合の申告と審査であれ、それらには多くの解釈問題があり、それに合わせて解釈のための関連法規が必要である。中国反壟断立法は依然として任重くして道は遠いことがわかる。

四　まとめ

中国反壟断法は施行3年で偉大な業績を挙げた。しかし、行政独占と業界独占が依然として偏在する状況にあり、反壟断の執行は思うに任せない所が多数ある。そのため、立法者は各種の法律と政策を通じて、企業のために公平で自由な競争環境を作ることに一層努力するべきである。長い目で見れば、政府は、市場競争の中で1つの「中立」的な「管理者」の地位にある。即ち、「公共サービス」を提供する地位にある。審判員である同時にスポーツ選手でもあることを止めてこそはじめて市場メカニズムは資源配分の基礎的な機能を真に発揮することができる。一方、反壟断法は独占を禁止し、競争を保護する法制度として、権限と地位が与えられなければならない。即ち、違法行為に対して抑止力をもつために、国はその法執行の人力、財力と法執行機関の組織配置など各方面から強力な支持を与えなければならない。反壟断法が市場にあるすべての企業に平等に適用されるとき、そこでは、国有企業などの所有制を考慮することもなければ、中国の企業など国籍も考慮することもない。その時は、中国は本当に社会主義市場経済体制を作り上げたと言えよう。